

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月25日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1 番	鎌田 秀久	君
	2 番	牧 潤三	君
委員	3 番	田中 武浩	君
	4 番	渡邊 みな子	君
	5 番	白川 満秀	君
	7 番	大角 利夫	君
	8 番	安藤 清浩	君
	9 番	日高 清明	君
	10 番	笹原 綾乃	君
	12 番	牧 優作郎	君
	13 番	岩川 孝行	君
	14 番	亀割 義一	君
	15 番	備 邦雄	君
	16 番	平田 耕作	君
	18 番	神宮司 守昭	君
	19 番	中島 則雄	君
	20 番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	6 番	岩川 原造	君
	17 番	西橋 豊啓	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 報告第 1号 農用地等の利用権の合意解約について
議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 9号 農用地利用集積計画について
議案第10号 農業振興地域整備計画に係る意見書の提出について
議案第11号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	岩川 篤也
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

本日は岩川原造委員が営農座談会出席のため、西橋豊啓委員が公務出張の為欠席でございます。

ただ今より平成 29 年度第 2 回農業委員会定例総会を始めます。

ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 18 番委員の神宮司守昭委員にお願い致します。

憲章朗唱 (19 番委員)

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

新年度になりまして、2 ヶ月が経とうとしております。いろいろな業務が本格的に始動し始めております。

皆さんのお手元に届いておりますけども、ひと月、ふた月早めておりますが任期中にぜひ一仕事、二仕事終わらせていただきたいということで、利用状況調査のお願いもしているところでございます。

利用状況調査をして各圃場を見るという権限を持っている農業委員会は、警察の方から「変な薬草を作っているところはないか。」と、期待をされているふうに私は思っているんですが、調査の際にもぜひ気を付けて見ていただきたいと思いますと思っております。

本日は案件も少ないですので、あともって警察署からの違法薬草についてのお話しも致します。皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 15 番委員、16 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 1 号。農用地等の利用権の合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 1 号。農用地等の利用権の合意解約について次のとおり合意解約の申し出があったので報告いたします。整理番号 1 番・2 番は AtoA ということで関連がございますので、一括で説明をいたします。

整理番号 1 番。権利の種類：賃貸借設定。契約内容：農地中間管理事業。貸借人：借人（鹿児島市）公益財団法人鹿児島県地域振興公社 理事長 [] さん。貸人 [] さん（[] 歳）。土地の所在：[]、他 4 筆。地目：すべて畑。5 筆の合計面積：[] m²。貸借期間：平成 28 年 2 月 1 日から平成 38 年 1 月 31 日までの 10 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日：平成 29 年 5 月 8 日。貸借の合意解約の合意が成立した日：平成 29 年 5 月 10 日。貸借の合意による解約をする日・土地の引き渡し時期：平成 29 年 5 月 31 日。

整理番号 2 番。権利の種類：賃貸借設定。契約内容：農地中間管理事業。貸借人：借人（[] さん（[] 歳）。貸人（鹿児島市）公益財団法人鹿児島県地域振興公社 理事長 [] さん。以下は整理番号 1 番と同じですので省略いたします。

3 ページ目をお開け下さい。『農用地等の利用権の合意解約申出書について』ということで、所有者・耕作者ともに [] さんです。募集期間については平成 27 年のⅢ期です。備考にございますように AtoA ということで本人が中間管理機構を介して本人に貸すという貸借です。 以上です。

会長

合意解約についての報告案件でございます。

中間管理事業で公社に中間管理権が移ってございましたので、合意解約をしております。あともって本解約に関しての案件が出てきますが、この件につきまして皆さん方からご質問等ございますか。

(「ありません。」の声あり)

このようにご承知おきください。

続きまして6ページです。議案第8号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第8号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。整理番号4番・5番は借人が同一ですので一括で説明いたします。

整理番号4番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人■■■■さん(■■歳)、貸人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■の一部。地目：畑。面積：■■■■㎡内■■■■㎡。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：サツマイモが4月から12月、野菜が1月から12月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有地面積：■■■■㎡、借地面積：■■■■㎡、合計■■■■㎡。申請人の経験年数・15年。農機具等の保有状況：耕運機・2、草刈機・1、噴霧器1です。非耕作地はございません。

周辺地域との関係については『特に支障はないと思います。』ということです。地域との役割分担については『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

貸借期間につきまして、平成29年6月1日から平成32年3月31日までの3年間です。

整理番号5番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人■■■■さん(■■歳)、貸人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■の一部。地目：畑。面積：■■■■㎡内■■■■㎡。利用状況：畑。以下は整理番号4番と同一ですので省略いたします。

貸借期間につきまして、平成29年6月1日から平成31年3月31日までの2年間です。

整理番号4番・5番につきまして農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号4番・5番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

借人は■■■■地区の区長さんです。貸人は高齢なんで『土地を遊ばすよりも人に借りてもらった方が。』ということで、■■■■区として借りるということです。事務局から『区での貸借ができない。』ということでしたので、区長名での貸借になっております。

場所については、■■■■から■■■■寄りに100mほどいしまして山側に上がったところです。圃場としましては非常に良いところです。■■■■㎡ほどあるんですが、■■■■が一部山林化しておりまして実際利用できる部分が■■■■㎡ほどということで、すでに甘藷が作付けされておりました。

もう1筆の方ですが、■■■■を下におります。■■■■㎡ありましてタンカンを植えてあるんですが、■■■■㎡は何も植えていないということで、そこを借りるという話でした。

集落でグループを作って活動資金にしたいということでサツマイモの栽培をして■■■■とも売買契約がされているようです。

○番（農 業 委 員）	特に問題はないと考えております。 以上です。
会長	整理番号4番・5番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号4番・5番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号4番・5番は許可することに決定いたします。 続きまして11ページです。議案第9号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第9号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。 本案件につきましては、さきほどの合意解約に関連するものでございます。 整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他4筆。現況地目：畑。5筆の合計面積：■■■㎡。すべて農用地区域内です。作物：果樹（タンカン）。移転時期：平成29年6月15日。対価：■■■■円内■■■■は果樹木代金です。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況：主な経営作物がタンカン・バレイショ。経営面積：所有地が■■■㎡、借地が■■■㎡、合計が■■■㎡です。従事日数：250日。農機具等の保有状況：トラクター・1、バックホー・1、軽トラ・1、動噴機・1、管理機・1、草刈機・3、チェーンソー・2です。
会長	整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	13ページの写真ををお願いします。■■■■の県道下になります。写真当時は良いタンカン畑だったんですが、数年前の台風で半分ほど木が枯れてしまって親戚に管理を頼んでいたんですが伐採もままならないということから、誰か買ってくれないかと探していたわけです。 ■■■■さんのところが買ってくれるという話がきまして、タンカンの木は伐採して他の作物を栽培しながら、圃場と苗の状態からタンカンを植栽するか考えるということでした。 集落としましては、県道沿いの畑総の中心部に位置しておりますので、荒れる前に利用していただけるということで助かっているところです。 以上です。
会長	整理番号3番について皆さん方のご意見・ご質問、いかがでしょう。
○番（農 業 委 員）	今、どの集落でも高齢化と跡継ぎがいない問題で農地が荒れてきております。その中で自分で復活させようとして取り組んでいただけるという事は、大いに喜ばしいことだと思います。
○番（農 業 委 員）	売買価格なんですが、7反歩で■■■万円、うち木が■■■万円。畑総している農地として■■■では■■■万円ほどで動いていると考えていたんですが、1反歩■■■万弱ですけど。
会長	私も関わったんですが、売主側は中間管理事業に載せる前から買ってくれる人を探していたんですが、今は果樹園を買ってくれる人はなかなかいませんからそのままAtoAで載せていたんですが、今回の譲受人は1枚が2反歩だから1枚■■■万円かな。という頭があったそうなんです

会長	が、実際は■反歩あったということで回答を半年ほど保留していたんですが、売主が買い取ってくれる方がおれば、安くていいという意向がございまして、お互いの合意を得たという流れです。 一般的には■あたりの畑総農地は1反歩 ■万円が相場だと思っておるところです。
○番（農 業 委 員）	はい。わかりました。
会長	それでは整理番号3番について、計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号3番は計画を認めることに決定いたします。 続きまして14ページです。 議案第10号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第10号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求めます。 整理番号3番。変更区分：用途区分変更。申請人：■さん。土地の所在：■の一部。地目：畑。面積：■㎡内 ■㎡。利用状況：畑。農用地区域内です。変更理由：農業用倉庫建設のため。変更目的及び事業計画：倉庫の建築面積が ■㎡、所要面積が ■㎡。工事計画：許可有り次第。資金計画：自己資金が ■円。以上です。
会長	整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	■の■を海岸本面へ5・600mほど降りたところにございます。■の■・■がございます。16ページに航空写真がございます。写真では幼木のようにですが、すでに収穫のできる茶畑になっております。 土地が地籍図と全く違っておりまして、県道側からまっすぐに植栽してきますと、上に三角の形で土地が残ってしまっています。そのうちの■㎡に、倉庫を建てる計画があったのかわかりませんがコンクリートをうってあります。もう10年近く前になるかと思います。そこに保冷トラックの後ろの荷台を囲って、一部倉庫にしています。今回、この■㎡を倉庫用地として使いたいのので、農用地区域から外してほしいという要望です。 さきほども説明しました通り茶畑の一部なんですが、農地の形からしてこの三角地には植えられませんので、やむを得ないと思います。
会長	整理番号3番について皆さん方からご意見ございますか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号3番についてご意見等なければ計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号3番は計画を認めることに決定いたします。 続きまして19ページです。議案第11号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第11号。非農地証明願いについて次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

事務局長

整理番号3番。申請人：[redacted]さん、代理人[redacted]さん。土地の所在：[redacted]、畑、[redacted]㎡。第2種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『平成元年に当該農地を取得し耕作していたが、願出人の高齢化に伴い耕作を放棄した結果、山林化している。公図上では幅2mほどの道に接しているようになっているが、現状は道の状況は無く耕作機械の搬入もできない状況である。また当該地は南側に低くなっており一面竹が繁茂しており、奥にはダチク・雑木で覆われていて願出人が耕作や管理をしていくことは困難であるため。』ということです。

申請地は[redacted]から北西に約250mに位置し、竹や雑木が生い茂り農地に復元することは資金、労力を考えても困難な状態です。また、周辺も住宅化しており非農地とすることはやむを得ないと思われます。以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

[redacted]を上っていきまして右に入っていったところにあります。竹が密生していきまして、20年以上、人の手は入っていないと思われます。所有者は高齢で、[redacted]の娘さんのところに住んでおりますので今後も耕作はできないということです。現地の状況からしましても、非農地と認めることはやむを得ないと判断いたします。以上です。

会長

整理番号3番について皆さん方からご質問・ご意見ございますか。
（「ありません。」の声あり）
ご意見無ければ整理番号3番について非農地として認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号3番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号4番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号4番。申請人：[redacted]、代理人[redacted]さん。土地の所在：[redacted]、畑、[redacted]㎡。第2種農地。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『ホームセンターの店舗として23年が経過しているため。』という事です。
申請地は[redacted]から北西に2kmに位置し、宅地化しております。転用してから20年以上経過しており、農地に復元するには多大な費用と労力を要することから非農地としてやむを得ないと判断いたします。以上です。

会長

整理番号4番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

申請地の状況につきましては事務局の説明のとおりです。
25ページをご覧ください。側溝の脇の電柱が立っているところです。
現場の状況を見ましても農地としての価値はなく、転用から20年以上経過しており、非農地としてやむを得ないと考えます。以上です。

会長

整理番号4番について、皆さん方からご質問等ございませんか。
（「ありません。」の声あり）
整理番号4番について非農地として認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号4番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時00分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

15番

16番

平成29年5月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久